

身体的拘束等の廃止のための指針

特別養護老人ホーム アンパス東大阪

平成 25 年 8 月 1 日作成

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 4 月 1 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

1.施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束ゼロをめざして《身体拘束をしないためへの取り組み指針》

●基本方針

アンパス東大阪では、すべてのご利用者様に安心して暮らしていただける『生活の場』作りに取り組んでいます。入所施設ではありますが家庭のかわりとして、『くつろげて、ほっとできる場所』と感じていただけるように、設備などの環境整備、生活の援助また精神的なこころの支えとなるように職員が全力で支援させていただきます。

日常生活を支援していくなかで、『自分がされて嫌なことは絶対にしない』ということを基本にご利用者を中心に考えた自立にむけた援助を行います。

そして、ご利用者が不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されることなく、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為と考えて、利用者の行動を抑制する行為（身体拘束）はしないように取り組みます。（具体的な定義、行為は別紙参照）

●やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件（必ず全てにあてはまる事）

- I 切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- II 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- III 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2.身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

●身体拘束廃止に向けた体制

身体拘束廃止委員会

①身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

②設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び、改善について検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

③身体拘束廃止委員会の構成メンバー

施設長 副施設長 （各部署）主任

（特養）副主任 リーダー 看護職員 生活相談員 介護支援専門員 介護職員 管理栄養士

④身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期開催 原則2ヶ月に1度は必ず開催
- ・必要時は随時開催。
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は、生命保持の観点から、多職種共同での委員会が開催できない事が想定されます。その為、意見をきくなどの対応により、各職員の意見を盛り込み検討する。

3.身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

（１）身体拘束等の適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛り込んだ研修を以下の通り実施する。

＊新規採用時

＊定期的な研修を年2回以上行う。

（２）研修内容は委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて必要に応じて内容を変更する。

また、研修は内部研修・外部研修を問わない。

4.施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

●やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は、利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、下記の要件手順に従って実施します。

《要件について》

〔やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをすべて満たすことが必要〕

Ⅰ、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

↓

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

Ⅱ、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

↓

いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する。

Ⅲ、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

5.身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

《手続きについて》

- ①『緊急やむを得ない場合』に該当するかどうかの判断は、職員個人の判断では行わず、緊急会議または身体拘束廃止委員会において、多職種多数の職員で、要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて慎重に協議する。また、介護の提供体制についても拘束を行わずに他に方法がないか、十分に検討する。
- ②緊急やむを得ない場合に該当すると判断した場合は、拘束の方法、場所、時間、期間等について本人・家族に対する説明書を作成する。また同時に、緊急会議での組織的確認を行った、議事録を作成し、早急に部署長⇒施設長へ報告を行う。
※拘束の期間については、最長で1ヶ月までとし、常に解除を行う事を目的に、検討する。
- ③利用者本人や家族に対しては、フロアリーダーもしくは部署主務者から、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明する。十分な理解を得るよう努め、説明書に本人または家族の署名、捺印をいただく。
- ④確認後に緊急やむを得ず身体拘束を行う場合については、常に観察を行い、部署の会議において解除することを目標に鋭意検討する。要件に該当しなくなった場合には直ちに解除し、一時的に解除して状態を観察するなどし、経過観察・再検討記録に記入する。
また、身体拘束廃止委員会においても、他部署より拘束を廃止する為の意見などをもらい、施設全体で廃止に向けて検討していく。
- ⑤解除するための再検討については定期的に行い、その都度、ご家族に報告、説明する。
- ⑥記録については、2年間保管する。

6.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

7,その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本事業所においては、介護方針に基づき、常に高齢者の立場に立ったケアを実現するため、可能な限り身体的拘束等を行わないための工夫を率先していくものとする。

別紙

●身体拘束の定義

身体拘束とは、衣類や綿入り帯、紐に代わるものを使って、一時的に介護を受ける方の身体を拘束したり、運動することを抑制するなど、行動を制限することを指します。

身体拘束も虐待である

スピーチロックについて

スピーチロック（言葉による拘束）も、身体拘束にあたります。例えば「動かんといて」

「座っといて」「立たんといて」「ちょっと待って」「黙って」等、一方的な強い言葉・口調により制限・拘束することです

●身体拘束の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分でおりられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

●身体を拘束することは身体的虐待だという認識の上で

- ・組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載
- ・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか、
⇒解消の検討は、必須
- ・本人や家族へ丁寧な説明をして、同意を得る
- ・必要な事項の記録

身体拘束を行った時は、支援記録などにそのつど記録「何時何分から何時何分まで」「やむを得ない理由」「どのような方法」「その時の、本人の心身の状況」
⇒手続きが完了して、終了ではない。解消の為の検討

●身体拘束を行う事での弊害（デメリット）

1. 身体的弊害

- ・関節拘縮、筋力低下、褥瘡の発生
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力低下
- ・転倒事故を誘発し、抑制具による窒息死を招く恐れ

2. 精神的弊害

- ・不安や怒り、屈辱、諦めなど精神的苦痛を与える
- ・認知症が進行し、せん妄を頻発させる

3. 施設内弊害

- ・介護職員の士気低下（理想が高い人ほど介護への誇りを失いやすい）
- ・拘束されている事実を知った家族が悲観し「施設に入れなければよかった」などと罪悪感にさいなまれる

4. 社会的弊害

- ・介護保険制度への信頼失墜
- ・身体拘束による医療的処置は、経済損失を発生させる
- ・介護事業所への不信感増大